

○環境省令第三号

浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第四十号）の施行に伴い、及び浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の規定に基づき、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月七日

環境大臣 小泉進次郎

環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

新たに追加する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 浄化槽の保守点検及び清掃等（第一条―第九条の五）</p> <p>第一章の二 浄化槽処理促進区域（第九条の六―第九条の十一）</p> <p>第一章の三 浄化槽清掃業の許可（第十条―第十四条）</p> <p>第二章―第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（清掃の技術上の基準）</p> <p>第三条 法第四条第八項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一―五（略）</p> <p>六 第一号から第五号までの規定にかかわらず、使用の休止に当たって清掃をする場合には、汚泥、スカム、中間水等の引き出しは全量とすること。</p> <p>七―十（略）</p> <p>十一 槽内の洗浄に使用した水は、引き出すこと。ただし、使用の休止に当たって清掃をする場合を除き、嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、消毒タンク、消毒室又は消毒槽以外の部分の洗浄に使用</p>	<p>目次</p> <p>第一章 浄化槽の保守点検及び清掃等（第一条―第十四条）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>第二章―第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（清掃の技術上の基準）</p> <p>第三条 法第四条第八項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一―五（略）</p> <p>（新規）</p> <p>六―九（略）</p> <p>十 槽内の洗浄に使用した水は、引き出すこと。ただし、嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、消毒タンク、消毒室又は消毒槽以外の部分の洗浄に使用した水は、一次処理装置、二階タンク、腐敗室</p>

した水は、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室若しくは沈殿分離槽の張り水として使用することができる。

十二 (略)

十三 使用の休止に当たって清掃をする場合には、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室及び沈殿分離槽の張り水には、水道水等を使用すること。

十四・十五 (略)

(保守点検の回数の特例)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 法第十一条の二第二項の規定による再開の届出に当たって保守点検が行われたときは、前三項の規定の適用については、これを法第十条第一項に基づく保守点検とみなす。

5 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前四項の規定にかかわらず、必要に応じて行うものとする。

(使用の休止の届出)

第九条の三 法第十一条の二第一項の規定による休止の届出は、様式第一号の届出書に、清掃の記録を添えて行うものとする。

又は沈殿分離タンク、沈殿分離室若しくは沈殿分離槽の張り水として使用することができる。

十一 (略)

(新規)

十二・十三 (略)

(保守点検の回数の特例)

第六条 (略)

2・3 (略)

(新規)

4 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前三項の規定にかかわらず、必要に応じて行うものとする。

(新規)

(使用の再開の届出)

第九条の四 法第十一条の二第二項の規定による再開の届出は、様式第一号の二の届出書を提出することにより行うものとする。

(廃止の届出)

第九条の五 法第十一条の三の規定による届出は、様式第一号の三の届出書を提出することにより行うものとする。

第一章の二 浄化槽処理促進区域

(浄化槽処理促進区域の指定の公告)

第九条の六 法第十二条の四第三項の規定による公告は、浄化槽処理促進区域の位置及び区域について、市町村長が定める方法で行うものとする。

2 前項の公告は、市町村長が定める方法により表示する図面で行うものとする。

(設置等)

第九条の七 市町村は、法第十二条の五第三項の規定による同意を得ようとするときは、浄化槽が設置される土地の所有者及び当該浄化槽で汚水进行处理させる建築物の所有者に対し、設置計画の概要を記した文書を交付して説明を行い、書面により同意を得なけ

(新規)

(廃止の届出)

第九条の三 法第十一条の二の規定による届出は、様式第一号の届出書を提出することにより行うものとする。

(新規)

(新規)

(新規)

ればならない。

第九條の八 市町村は、法第十二條の六の規定による浄化槽の管理を行おうとするときは、寄贈又は寄託を受けることにつき、当該浄化槽の所有者から書面により同意を得なければならない。

(新規)

(排水設備の設置の承認)

第九條の九 法第十二條の十第一項の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

(新規)

- 一 汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置しようとする建築物の所有者の氏名又は名称
- 二 当該建築物の所在地及び用途
- 三 処理対象人員及び算定根拠

(使用の開始の届出)

第九條の十 法第十二條の十一の規定による届出は、使用開始年月日を記載した届出書を提出することにより行うものとする。

(新規)

(排水設備の使用廃止の届出)

第九條の十一 法第十二條の十六第二項の規定による届出は、建築物の撤去予定年月日を記載した届出書を提出することにより行うものとする。

(新規)

第一章の三 浄化槽清掃業の許可

(標識の記載事項等)

第十三条 (略)

2 法第三十九条の規定により浄化槽清掃業者が掲げる標識は、様式第一号の四によるものとする。

第十四条 (略)

第二章～第五章 (略)

第六章 指定検査機関

第五十四条～第五十七条 (略)

(浄化槽台帳の作成)

第五十七条の二 法第四十九条第一項第三号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 設置届出年月日、浄化槽の種類その他の設置に関する事項
- 二 使用開始年月日、休止年月日その他の使用に関する事項
- 三 保守点検の実施状況に関する事項

(新規)

(標識の記載事項等)

第十三条 (略)

2 法第三十九条の規定により浄化槽清掃業者が掲げる標識は、様式第一号の二によるものとする。

第十四条 (略)

第二章～第五章 (略)

第六章 指定検査機関

第五十四条～第五十七条 (略)

(新規)

<p>四 清掃の実施状況に関する事項</p> <p>五 その他当該浄化槽の管理に関し参考となる事項</p> <p>2 浄化槽台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による届出その他の情報に基づいて行うものとし、都道府県知事は、浄化槽台帳の正確な記録を確保するよう努めるものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、浄化槽台帳に関する事務の一部を指定検査機関その他当該事務を適正かつ確実に実施することができると思われる者に委託することができる。</p> <p>(協議会)</p> <p>第五十七条の三 都道府県及び市町村は、協議会を組織するに当たっては、当該協議会の組織が、地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとする。</p> <p>第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第一章及び第三十七条(法第五十三条第一項第一号及び第三号から</p>	
<p>(新規)</p> <p>第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第一章及び第三十七条(法第五十三条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる者に係る部分に限る。)の規定は、昭和六十年十月</p>	

第五号までに掲げる者に係る部分に限る。)の規定は、昭和六十年十月一日から施行する。

一日から施行する。

2|| (特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針)
 環境大臣は、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

(新規)

様式第一号 (第九条の三関係)

浄化槽使用休止届出票		年	月	日	
都道府県知事 (保婦所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)					
届出者					
住所					
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)					
電話番号					
浄化槽の使用の休止に当たつて当該浄化槽の清掃をしたので、浄化槽法第11条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。					
1	設置場所の地名地番				
2	処理の對象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水			
3	清掃の年月日	年	月	日	
4	休止の予定年月日	年	月	日	
5	休止の理由				
6	再開の予定年月日				
7	清掃所の撤去	撤去の実施年月日	年	月	日
※事務処理欄		撤去を実施した者の氏名又は名称			
(注意)					
1 ※欄には、記載しないこと。					
2 ※欄は、該当する事項を○で囲むこと。					
3 ※欄は、電気又は水道の使用をやめる予定の年月日を踏まえて記載すること。					
備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。					
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。					

(新規)

(新規)

様式第一号の二 (第九条の四関係)

浄化槽使用再開届出書		年	月	日
都道府県知事 (保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)				
届出者				
住所				
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)				
印				
電話番号				
浄化槽の使用を再開したので、浄化槽法第 11 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。				
1	設置場所の地名地番			
2	処理の対象	①し尿のみ	②し尿及び雑排水	
3	使用再開年月日	年	月	日
4	再開の理由			
※事務処理欄				
(注意)				
1 ※欄には、記載しないこと。				
2 ※欄は、該当する事項を○で囲むこと。				

備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第一号の三 (第九条の五関係)

浄化槽使用廃止届出書		年	月	日
都道府県知事 (保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)				
届出者				
住所				
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)				
印				
電話番号				
浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第 11 条の 3 の規定により、次のとおり届け出ます。				
1	設置場所の地名地番			
2	使用廃止の年月日	年	月	日
3	処理の対象	①し尿のみ	②し尿及び雑排水	
4	廃止の理由			
※事務処理欄				
(注意)				
1 ※欄には、記載しないこと。				
2 ※欄は、該当する事項を○で囲むこと。				

備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第一号 (第六条の三関係)

浄化槽使用廃止届出書		年	月	日
都道府県知事 (保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)				
届出者				
住所				
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)				
印				
電話番号				
浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第 11 条の 2 の規定により、次のとおり届け出ます。				
1	設置場所の地名地番			
2	使用廃止の年月日	年	月	日
3	処理の対象	①し尿のみ	②し尿及び雑排水	
4	廃止の理由			
※事務処理欄				
(注意)				
1 ※欄には、記載しないこと。				
2 ※欄は、該当する事項を○で囲むこと。				

備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

浄化槽汚濁業の許可	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
許可を行った市町村長名	
許可番号	
許可年月日 (許可期間)	年 月 日 (期間)

40cm 以上

35cm 以上

様式第一号の四 (第十三条関係)

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、浄化槽法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。
(準備行為)

- 2 この省令による改正後の環境省関係浄化槽法施行規則附則第二項に規定する特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の策定は、この省令の施行前においても、同項の規定の例により行

うことが出来る。